

建築物飲料水貯水槽清掃業の登録（5号登録）に当たって

建築物飲料水貯水槽清掃業とは、受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業である。通常の営業許可とは異なり、当該登録を受けなければ当該事業を行うことができないものではない。

1 登録手続等

(1) 登録手続（新規登録、再登録）

申請書のほか、次の添付書類が必要です。登録の有効期間は6年間です。

申請手数料は新規登録、再登録とも、35,000円（H26.4.1 現在）です。

再登録申請は、有効期間が満了するおおむね1ヶ月前までに行ってください。

なお、登録を受けた営業所は、「登録建築物飲料水貯水槽清掃業」と表示することができます。

《添付書類》

- 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
機械器具が借用の場合、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本照合する。）
又は貸出証明書を添付すること。
- 上記機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面及び監督者資格を証明する書類の写し（※ 原本を持参し、保健所の確認を得ること。）
- 従事者研修の実施状況を記載した書面
 - ・ 研修内容は、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法、貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ・ 新規申請の場合、過去1年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を、再登録の場合、過去6年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を記載すること。
 - ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修制度を利用して行った場合、当該登録団体の発行する証明書に代えることができる。
 - ・ 自社で研修を行った場合、使用したテキストや出席者名簿を持参すること。（確認後、返却します。）
- 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面
 - ①作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）、②使用する塩素剤の名称及び使用方法、③機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の状況、④機械器具等の点検方法、⑤保管庫の管理責任者の氏名、⑥従事者の検便等の時期及び検査機関、⑦作業報告作成の手順 が記載されていること。
- 営業所付近見取図
- 定款の写し（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合の場合）

(2) 変更の手続

次の事項に変更があった場合、その日から30日以内に変更届を提出すること。

- ・ 氏名又は名称、住所、法人にあっては、代表者の氏名
- ・ 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- ・ 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
 - ⇒ 【添付書類】機械器具の概要を記載した書面（変更前、変更後）
- ・ 貯水槽清掃作業監督者 ⇒ 【添付書類】免状、修了証の写し（※原本持参してください。）
- ・ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法

⇒ 【添付書類】作業方法等を記載した書面（変更前，変更後）

(3) 廃止の手続

事業を廃止した場合，その日から30日以内に廃止届を提出すること。

【添付書類】登録証明書

(4) その他

作業報告書（副本）は5年間保管してください。

2 登録基準

(1) 物的要件

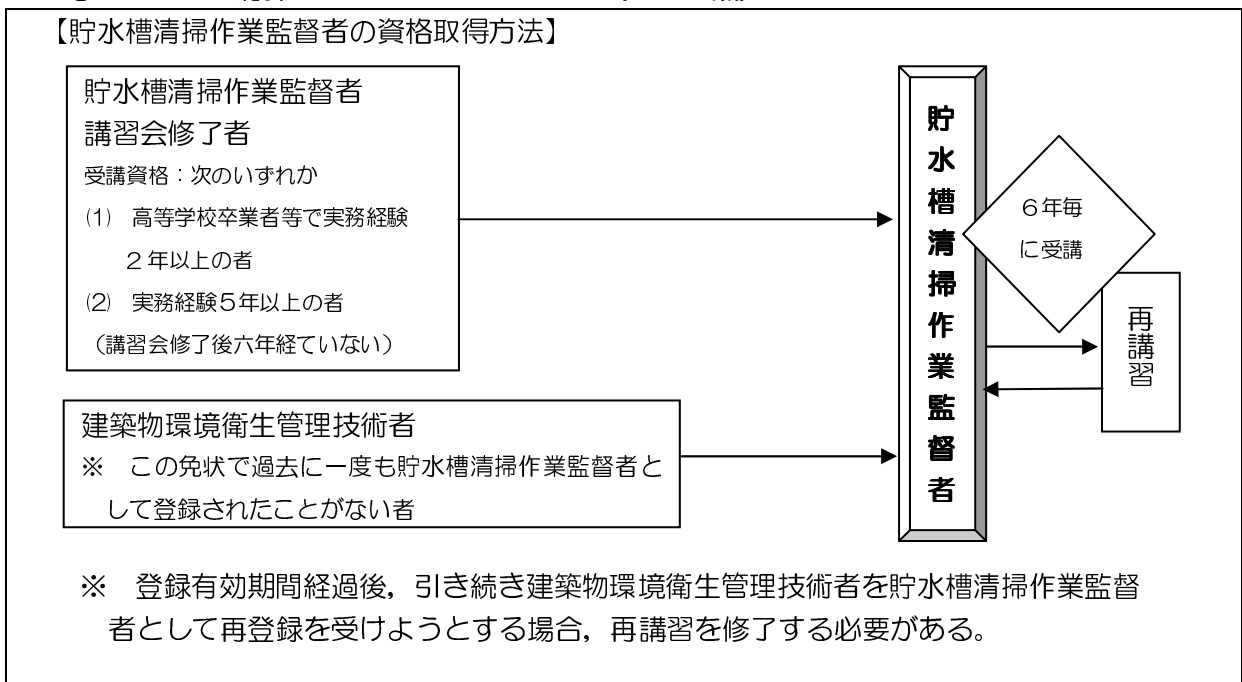
次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

機械器具	保管庫
(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計，濁度計及び残留塩素測定器 {その他，使用することが望ましい器具} 漏電ブレーカー，酸欠警報機 注 これらの機械器具は飲料水貯水槽 清掃業専用のものであること。	機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫 ・汚水，泥などが入らない構造であること。 ・機械器具等を置く棚，箱などは水切り，水抜きができる構造であること。 ・機械器具等を保管するのに十分な広さを有していること。 ・独立しており，鍵がかかること。 ・床及び側壁はコンクリート，スチール，タイル，リノリウム，板等の不浸透性材料を使用していること。

(注)物的要件は，原則として借り入れは認められない。また，同一の機械器具で，2ヶ所以上の営業所の登録を受けることはできない。（共用は不可）

(2) 人的要件

① 「貯水槽清掃作業監督者」がいること（下図参照）。



(注)「貯水槽清掃作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできない。(兼任不可)
また、他の登録業種の有資格者としても登録できない。(兼任不可)
さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者との兼任もできない。

② 貯水槽清掃作業従事者は研修を修了していること。

《従事者の研修について》
実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体になって定期的に行われるもの
研修内容・・・貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するもの
指導者の要件・・・貯水槽清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年1回以上受講できること。(年1回とは1日程度で回数を分けて行ってもよい。)

(注)新規登録申請の場合、初回の従事者研修を実施することが新規登録の人的要件の一つになっているので、あらかじめ、研修内容及び方法を十分に検討しておく必要があります。

(3) その他の要件

作業方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※ 作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示に示す項目にすべて合致する必要があるため、告示内容を十分に把握し、標準的な作業マニュアルを作成してください。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法に係る基準（抜粋）

平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号
平成15年3月25日 厚生労働省告示第118号一部改正
平成16年3月22日 厚生労働省告示第118号一部改正

第5 規則第28条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号に下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。